平成２４年（フ）第２６７号
愛知県一宮市三ツ井２丁目10番22号　コーポタカオ201号
破産者　石川　真二
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５６２号
愛知県岡崎市羽根町字鰻池211番地１
破産者　高木　雅宏
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
大津市若葉台３番39―105号、前住所大津市北大路３丁目25番25―113号
破産者　金本　孝司
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８５３号
広島市安芸区瀬野１丁目14番22号、開始決定時の住所広島県安芸郡海田町南大正町５番22号
破産者　野崎　茂人
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２１号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
破産者　八尋　孝之
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２４１号
福岡県筑後市大字溝口1061番地１、申立時の住所福岡県春日市岡本６丁目75番地１　アムール春日503号
破産者　内川　佳晴
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１５号
福島市宮代字小袋坂３番地の１　エポアールせとＤ棟202、開始決定時の住所福島市野田町６丁目２番５号　サーパス桜づつみ公園502号
破産者　鴫原　恵子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２２号
福島市大森字高畑54番地の１　モダンＫ・Ⅲ103号、従前の住所宮城県大崎市古川李埣字東田72番地３　ヴェルラージュ古川102号
破産者　永野　勝一
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４７８号
横浜市中区本郷町３丁目259番地15
破産者　鷲尾純一郎
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９５号
金沢市高畠３丁目26―２、開始決定時の住所金沢市小立野５丁目１番13号
破産者　炭火焼チキチキこと　小林　和夫
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３６５号
山梨県甲府市和田町702番地１、開始決定時の住所山梨県甲府市小瀬町641番地６
破産者　髙野　慶太
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
静岡県焼津市大覚寺３丁目８番地の７　パートナー岩崎102号室、開始決定時の住所静岡県焼津市大村新田109番地の１
破産者　岩本　俊哉
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９４号
愛知県豊橋市多米西町３丁目15番地13
破産者　塩川　和弘
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１４号
兵庫県南あわじ市潮美台１丁目24番地５
破産者　繁田ピアノ教室こと　繁田　真紀
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３号
和歌山県田辺市東山２丁目16番10号
破産者　西尾　　崇
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第４２１号
広島市佐伯区五月が丘４丁目18番１号
破産者　真晃こと　田本　直美
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
愛媛県松山市東雲町３番地１、開始決定時の住所愛媛県松山市宮西１丁目３番27号　ダイアパレス宮西1102号
破産者　鈴木ちさと
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部